

## 科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年 5月 17日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530011

研究課題名（和文） 初期コモン・ローと教会法学

研究課題名（英文） The early Common Law and the Canon Law

## 研究代表者

直江 眞一（NAOE SHINICHI）

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号：10125619

研究成果の概要（和文）：註釈学者ヴァカリウスを教皇受任裁判官に任命した1177年の教皇アレクサンデル3世の書翰を、写本レヴェルにまで立ち入って分析した結果、本件は婚姻の成立要件として「合意」を重視する従来の立場から「自由意思に基づく合意と同衾」へと教会婚姻法が大きく変わる転換点に位置するものであることが明らかになった。本件は、教会婚姻法のイングランドにおける適用事例というよりも、教会婚姻法がこのような地方における具体的事例の積み重ねの結果形成されていったことを示している。

研究成果の概要（英文）：Analyzing MSS of a decretal letter of 1177, by which a glossator Magister Vacarius was appointed as a papal judge delegate, made clear that this letter meant the turning point in the history of the canon law about the formation of marriage from *consensus* to *consensus* and *concubitus*. This seems to be an application of the canon law of marriage to an English case, however, we should rather see here the canon law being formed as a result of concrete lawsuits.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,300,000	390,000	1,690,000
2011年度	1,100,000	330,000	1,430,000
2012年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：コモン・ロー・教会法学

## 1. 研究開始当初の背景

(1) 研究代表者は、長年にわたって、現代の2大法系であるヨーロッパ大陸法系と英米法系のそれぞれの基をなす大陸法（シヴィル・ロー）とイングランド法（コモン・ロー）が12世紀以降いかにして分岐していったかという問題関心の下に、コモン・ロー成立史に関する一連の研究をおこなってきた。その際とくに留意してきたのは、コモン・ローの

成立を当時のヨーロッパ社会全体における大きな変動、とりわけ「法学の興隆」、さらにはその背後にある「教会権力と世俗権力の闘争」という現象の中で位置付けることであった。それは、イングランド法の「島国的」性格を強調する伝統的コモン・ロー史学のあり方に対する疑問、換言すれば、コモン・ローの形成に対する学識法（ローマ法・教会法）の影響を過小評価してきた従来の通説的見

解に対する反省を意味する。

(2) 学識法研究の成果を取り込みつつコモン・ロー成立史を再検討するという立場から、研究代表者はこれまでにいくつかの研究成果を公表してきた。とくに、本研究の直前には、研究代表者として助成を受けた基盤研究(C)「コモン・ローの形成と教会」(平成 19-21 年度)によって、13 世紀に書かれた 2 つの裁判実務書(手引書)の分析・検討を通して、いわば地方裁判実務レベルにおけるコモン・ロー訴訟手続と教会訴訟手続の間での類似点を一定程度明らかにすることができた。また、研究分担者として参加した基盤研究(C)「アングロ・ノルマン教会法学の形成と展開」(平成 19-21 年度)において、12 世紀における教会法学全体の中でアングロ・ノルマン学派が果たした役割をある程度解明することができた。

(3) 以上のような従来の研究成果を踏まえて、本研究においては、12 世紀後半から 13 世紀前半にかけて活躍した代表的な法学者・実務家に着目して、その著作と実務活動の検討を通して、成立期コモン・ローと教会法学の関係を明らかにするという計画を立てた。以上が、本研究課題の申請時における背景・動機である。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究課題の申請時には、検討対象とする法学者・実務家として、次の 3 人を考えていた。すなわち、註釈学者であり 1140 年代半ばにボローニャからイングランドに渡り、1160 年代以降は教皇受任裁判官(papal judge delegate)としてヨーク管区で活躍したマギステル・ヴァカリウス、1163-87 年にロンドン司教の地位にあり、ベケット論争(Becket Controversy)時にはカンタベリ大司教トマス・ベケットと激しく対立したギルバート・フォリオット、1189-97 年に国王リチャード 1 世の大法官を務めたウイリアム・ロンシャンである。

(2) 以上 3 人の学識者の著作(書翰も含む)あるいは実務活動の検討を通して、初期コモン・ローにおける教会法学の影響を具体的に明らかにすることが、本研究課題の当初の研究目的であった。その際、コモン・ローの最初の教科書と言われる 12 世紀後半の法書『グランヴィル』(Glanvill)および 13 世紀前半の法書『ブラクトン』(Bracton)が訴訟手続を中心に論述されているところから、本研究においても教会法とコモン・ローの訴訟手続の比較を主要な研究対象とした。

## 3. 研究の方法

(1) 上記 3 人の学識者の中で、ヴァカリウスの場合、直接訴訟手続について論じた著作は残されていないため、主として教皇受任裁

判官としての活動に関する史料を検討対象とした。またギルバート・フォリオットについては、その書翰集が公刊されているので、その中から初期コモン・ローの裁判手続の原型となるような法理論および裁判実務を抽出する。さらにウイリアム・ロンシャンについては、その著作『学識法の訴訟手続』(Placita Legum et Decretorum)を解読し、それをコモン・ロー訴訟手続と比較する。

(3) 以上が本研究課題の申請時に予定していた研究方法であるが、研究を進めていく過程で、当初研究期間内の最初の 1 年で終了する予定であったヴァカリウスに関する研究が長引き、結局、ギルバート・フォリオットとウイリアム・ロンシャンに関する研究は今回の研究期間内には果たすことができなかった。ヴァカリウスに関する研究が当初の予想を超えて長時間を要した理由は、本研究の方法にも関係する。すなわち、刊本による研究には限界があり、写本を丹念に調査・解読していく必要が生じたからである。

(4) 写本を詳細に検討したヴァカリウスの教皇受任裁判官としての活動は、主として次の 2 事件である。

① ノッティンガムシャーのエルストン教区教会をめぐる事件。本事件に関する教令はとくに、次の 3 写本に収録されており、これらを比較検討した。すなわち、英国図書館(British Library)蔵のコットン写本、ダラム聖堂附属図書館蔵の写本、リンカン聖堂附属図書館蔵の写本である。

② 1177 年 6 月 30 日付けの教皇アレクサンデル 3 世(在位 1159-81 年)の書翰において言及されている婚姻成立要件をめぐる事件(J-L 13937)。本事件でヴァカリウスはシトー会ファウンテン修道院の院長と共に受任裁判官の役割を果たしている。本書翰の写本は多いが、初期の写本(「ウスター集成」として重要なものは英国図書館蔵の 2 写本である。

## 4. 研究成果

(1) 上記①の事件に関して。本事件の記録はローマ教皇ウルバヌス 3 世(在位 1185-87 年)の教令(J-L 15740 および 15741)の中で伝来している。この教令を収録している写本は多数存在するが、とりわけ訴訟手続に関する当該教令の全体を伝えている写本は英国図書館蔵のコットン写本(Cotton Vitellius E, XIII, f.276va-b)である。これを、ダラム聖堂附属図書館の写本(Durham Cathedral Library MS, C III 3, f.150va)および、リンカン聖堂附属図書館蔵の写本(Lincoln Cathedral Library MS 121, f.45v)と比較検討し、さらに当該教令が最終的に収録されている 1234 年の『グレゴリウス 9 世教皇令集』(Liber Extra; X)の法文(X 2,14, 4; X 3, 29,

4) と比較することによって、次の点が明らかとなった。すなわち、具体的な事件の解決がかなりの程度抽象化される形で法規範が定立されているということ、換言すれば、歴史的コンテキストから離れて法命題が取り出されて法令集が構成されているということ、またその結果、元々は1つの教令が『グレゴリウス9世教皇令集』においては2か所に分かれて配置されているということである。すなわち、一方(J-L 15740)は第2巻「訴訟」の中で「悪意と命令不服従について」(De dolo et contumacia)の章(X 2,14)に配され、他方(J-L 15741)は第3巻「聖職者」の中で「教区司祭および他の教区民について」(De parochis et alienis parochianis)の章(X 3,29)に配されている。これは、『グレゴリウス9世教皇令集』に先立って、パヴィアのベルナルドゥスによって編纂された『第1法令集』(Compilatio Prima)においてすでに見られる処理の仕方である(Comp. I, 2,10,4 と Comp. I, 3,25,5)。

(2) 上記②の事件について。1177年6月30日付けの教皇アレクサンデル3世の書翰の全文は以下の通りである。「アレクサンデル3世よりファウンテン修道院長およびマギステル・ヴァカリウスへ　ヨーク教会の教区民たるアンジュー出身のOが、その兄弟Wを通して、余に以下のことを知らせてきた。すなわち、故W. de Romareが彼を捕え、長い間鉄の鎖で檻に拘束し、ついにはHaという女性を妻として受け入れる旨Oが宣誓するように強制した。しかしOは、鎖と檻を逃れ、他の女性を妻として受け入れ、彼女との間に息子達をもうけた。その後、Oは教皇特使である我々の尊敬すべき兄弟であるヨーク大司教の面前で、Haによって訴えられ、次のことを宣誓するように強制された。すなわち、争いが教会の判決によって終結させられるまでは、自らの意思に基づいて妻として受け入れた女性の下に近づかない、と。しかし、当該訴えについて適法に裁判が開始される前にHaが死亡したので、Oは彼女〔第2の女性〕の下に——2人の中には息子達がいたのであるが——敢えて戻らなかった。そこで、余は、教皇の書面によって汝の裁量に訴えつつ、以下のことを命じる。すなわち、事実を慎重に調べ確認した上で、次のことが汝に明らかになったとしたならば、このことの故に、彼が後に妻として受け入れた他の女性の下に戻る自由な資格を——上訴なしに——与えることを逸してはならない。それは、OがHaを妻として受け入れると宣誓するために暴力が振るわれたということ、またOは彼女に対して自らの意思に基づいて同意したわけでもなければ、彼女を妻とするという宣誓がなされた後に彼女と同衾したわけでもないということである。しかしもし、Oが

Haに対して自らの意思に基づいて同意を与え、彼女を妻として受け入れるという宣誓がなされた後に彼女と同衾したのであれば、彼が第2の女性の下に戻ることを破門の威嚇の下に禁止すべし。もし彼が望むのであれば、他の女性を妻とすることを許可を彼に与えるべし。なお、もし汝等兩名が関与することができないのであれば、いずれかが遂行すべし。ヴェネチア、リアルトにて、6月30日」。

一見したところ奇妙な事実関係(「鉄の鎖で檻に拘束」など)であるが、この書翰においては、以下の点が法的に重要である。

第1に、アレクサンデル3世は、婚姻の約束は完行(同衾)を伴うことによって完成するという「同衾説」を採用しているということ。本件より前の1158年から1163年にかけて争われた「アンステイー事件」(Anstey Case)においては、アレクサンデル3世は婚姻の成立にとっては合意、しかも現在形での合意が決定的に重要であるとする「合意説」に依拠して判断を下していた。すなわち、現在形での合意を重視するインノケンチウス2世(在位1130-43年)のウィンチェスター司教ヘンリ宛書翰が同ヘンリのカンタベリ大司教シオバルド宛書翰(1159年2月/1160年4月)の中で引用され、さらにシオバルドからアレクサンデル3世に宛てた書簡(1160年10月~11月)において再引用され、最終的にアレクサンデル3世の原告アンステイー宛書翰(1162年12月)もこれに依拠してアンステイー勝訴の判決を下しているからである(「アンステイー事件」については、平成12年度-13年度補助金・基盤研究(C)・研究成果報告書「12世紀イングランドの法と裁判に関する実証的研究——アンステイー事件関連史料の再検討を中心として——」、課題番号12620007を参照)。したがって、婚姻成立要件についてのアレクサンデル3世の考えは「アンステイー事件」の時点からは大きく変化していると言える。

第2に、本書翰は『グレゴリウス9世教皇令集』においては第4巻「婚姻」の第7章「姦通によって汚した女を婚姻のために娶った男について」(De eo qui duxit in matrimonium quam polluit per adulterium)中に配されている。このような位置付けは『第1法令集』においても同様である(Comp. I,4,7,2)。しかし、これに先行する初期の教令集成である「ウスター集成」の写本である英国図書館蔵の2写本(Royal 10 A II f.5v; Egerton 2819, f.43v-44r)においては、とくに「姦通」を論じた教令として分類されているわけではない。すなわち、Royal写本では、「締結せられ、もしくは締結せらるべき婚姻の地位と法についての教皇アレクサンデル3世の書翰による教令が始まる」(Incipiunt decretales epistole Alexandri

papae III de statu et iure coniugii sive contracti sive contrahendi)というインキピトに続いて第5番目のものとして本書翰が収録されているにすぎない。また Egerton 写本においては、『グラティアーヌス教令集』第2部の参照箇所を指示する欄外の書き込みが2箇所あるが、そのうちの1つは第22事例第4設問であり、これは全体として違法な内容の誓約(iuramentum)は遵守されるべきではないと定めるものである。したがって、本件のような強迫による宣誓は無効であることの根拠として同所の参照を求めたものと考えられる。もう1つの書き込みについては推論がより困難であるが、第2部第27事例第2設問「もし誰かがある女性に合意の信義を与えたのであれば、他の女性を娶ることは許されない」中の第51法文だとすれば、聖アウグスティヌスの言「信義は、契約の信義と合意の信義の2つの方式がある」を指している可能性がある。いずれにせよ、これらの写本からは、自由意思に基づく合意こそが婚姻の成立要件として意味を持つという註釈者の見解を読み取ることができるように思われる。

このように、本書翰段階における婚姻成立要件に対するアレクサンデル3世の基本的なスタンスは、「自由意思に基づく合意」と「同衾」であったと結論付けることができる。

(3) 以上①②の事件は、教会婚姻法をイングランドに適用した事例とみるよりも、むしろこのような地方における具体的事例の積み重ねの結果、教会婚姻法が形成されていったとみるべきことを示している。また『グレゴリウス教令集』に至る法令集の作成段階においては具体的事例から法命題を抽出するにあたって、元々の事例の歴史的コンテキストがしばしば失われてしまうことに注意しなければならない。

(4) 本研究の残された課題として、次の2点を挙げなければならない。

① ヴァカリウスは1150年代に書いたと考えられる『婚姻論』(De matrimonio)においては、婚姻成立要件として、「合意」でも「同衾」でもなく「占有引渡」を主張していた(拙稿「ヴァカリウスの婚姻論」、『法学』63-6、2000年)。そのようなヴァカリウスが1177年にはアレクサンデル3世によって教皇受任裁判官として任命されているわけであるが、このことの意味はどのように考えるべきか。

② 本研究においては、申請時に研究方法として予定していたギルバート・フォリオットの書翰の検討とウィリアム・ロンシャンの著作の分析を行うには至らなかった。その結果、成立期コモン・ローと教会法学の関係

を明らかにするという本研究の本来の目的は十分達成することができなかった。しかし、教会法学の形成という観点からは、イングランドで実際に生じた事件における解決が法令集の作成過程において抽象化されていく様相は明らかにすることができた。

## 5. 主な発表論文等

[学会発表] (計1件)

- ① 直江眞一「アレクサンデル3世期における婚姻法——X 4, 7, 2 をてがかりとして——」、法制史学会第65回総会(於: 法政大学、2013年6月15日~16日)(予定)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

直江眞一 (NAOE SHINICHI)

九州大学・大学院法学研究院・教授

研究者番号: 10125619

### (2) 研究分担者

なし

### (3) 連携研究者

なし